

議第91号

三島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

三島市国民健康保険条例（昭和34年三島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（被保険者としない者）

第5条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。

第15条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年9月5日提出

三島市長 豊岡 武士